

埼玉県男女共同参画基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

- 「埼玉県男女共同参画推進条例」第12条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定する。
- 社会経済情勢の急激な変化や本県の現状・将来を見据え、新たな取組や事業の見直しを行う。
- 新たな5か年計画との整合性を図り、県の部門別計画として策定する。
- 国の第3次男女共同参画基本計画や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などの関係法令の改正を踏まえる。

2 計画のポイント

- 女性の活躍により経済社会が活性化するという考え方を取り入れる。
- 災害・防災対策について新たに基本目標を掲げ、男女共同参画の視点から施策を推進する。
- 8つの基本目標と目標を実現するための10の施策の柱を掲げ、全ての基本目標に達成状況を把握するための推進指標を示す。
- 重点的に取り組む事項として「M字カーブ問題の解消」、「政策・方針決定過程への女性の参画」、「男性にとっての男女共同参画」の3つの分野を設け、重点指標を設定する。

3 計画の目標

- 男女共同参画社会の実現
— 男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉 —

4 計画の期間

- 平成24年度 ～ 平成28年度

5 主な指標

- 保育サービスの利用可能児童数：97,473人 → 113,000人
(平成22年度末) (平成28年度末)
- 中小企業において、仕事と育児の両立支援制度を整備している事業所：75.9% → 90%
(平成22年) (平成28年)
- 避難所の女性への配慮を定める市町村：79.7% → 全市町村
(平成22年度末) (平成28年度末)
など34指標

6 主な構成内容

基本目標と主な施策

- I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する
政策や方針の立案及び決定への男女共同参画を推進
- II 経済社会における女性の活躍が広がる
女性の活躍やワークライフバランスなど働く場における男女共同参画を推進
- III 家庭や地域を男女が共に支え合う
家庭における男女共同参画を推進し、誰もが地域でいきいきと生活できるよう支援
- IV 災害に強い地域を男女が共につくりあげる
男女共同参画の視点に立った防災対策を推進
- V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす
社会制度や慣行を見直し意識改革を促すとともに、メディアや自治体の情報提供における男女共同参画の理解を促進
- VI 男女共同参画の意識をはぐくむ
男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実
- VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する
女性に対する暴力の防止と被害者への支援
- VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する
生涯を通じた男女の健康を支援するための対策を推進

重点的に取り組む事項

- 1 M字カーブ問題の解消 ■ 30代女性の就業率：56.1% → 63.8%
(平成17年) (平成27年)
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画 ■ 審議会などの女性委員割合：35.9% → 40%以上
(平成23年度) (平成28年度)
- 3 男性にとっての男女共同参画 ■ 男性の家事・育児等時間：140分/週 (平成18年度) → 240分/週 (平成28年度)